



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月24日(金) 第9794号

目次

ページ

告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課) | 2 |
| ○道路の区域変更(道路管理課)       | 2 |
| ○同                    | 3 |
| ○同                    | 3 |

公 告

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民活動支援・広聴課) | 4 |
| ○所在不明通知(森林保全課)                     | 4 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)             | 5 |
| ○土地改良区の定款変更認可(同)                   | 8 |
| ○同                                 | 8 |
| ○同                                 | 8 |

落 札

|                     |    |
|---------------------|----|
| ○落札者等の決定(業務プロセス改革課) | 9  |
| ○同                  | 9  |
| ○同(税務課)             | 9  |
| ○同(市町村課)            | 10 |

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第132号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 吾妻郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

| 実施期日      | 実施時間            | 実施場所                 |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 令和2年6月3日  | 午前10時～午後3時      | 嬭恋村役場                |
| 令和2年6月4日  | 午前10時～午後3時      | 草津町総合保健福祉センター        |
| 令和2年6月8日  | 午前10時～正午        | 東吾妻町東支所              |
| 令和2年6月8日  | 午後1時30分～午後3時30分 | 東吾妻町坂上公民館            |
| 令和2年6月9日  | 午前10時～午後3時      | 東吾妻町役場（旧岩櫃ふれあいの郷）    |
| 令和2年6月11日 | 午前10時～正午        | 長野原町北軽井沢住民センター       |
| 令和2年6月11日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 長野原町役場（新庁舎）          |
| 令和2年6月15日 | 午前10時～正午        | 高山村いぶき会館             |
| 令和2年6月15日 | 午後1時～午後3時       | あがつま農業協同組合中部営農経済センター |
| 令和2年6月16日 | 午前10時～午後3時      | 中之条町六合支所             |
| 令和2年6月18日 | 午前10時～午後3時      | あがつま農業協同組合沢田集荷場      |
| 令和2年6月19日 | 午前10時～午前11時30分  | 四万温泉協会               |
| 令和2年6月19日 | 午後1時～午後3時30分    | 中之条町役場               |
| 令和2年6月22日 | 午前10時～午後3時      | 中之条町役場               |

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

### ◎群馬県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                   | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル          | 延 長<br>メートル     |
|-------|-------|---------------------------------------|--------|------------------------|-----------------|
| 県道    | 寺尾藤岡線 | 高崎市山名町字南874番の3地先から藤岡市上栗須字寺東142番の1地先まで | 前      | 6.8～34.6<br>20.5～181.2 | 3068.8<br>217.5 |
|       |       |                                       | 後      | 6.8～34.6<br>20.5～181.2 | 3068.8<br>494.7 |

◎群馬県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                              | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|-------|-------|----------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 県道    | 駒形柴町線 | 伊勢崎市宮古町138番地先から同市田中島町1063番の4地先まで | 前      | 10.8～26.7     | 730.2       |
|       |       |                                  | 後      | 10.8～26.7     | 730.2       |

◎群馬県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|-------|-------|--|--------|---------------|-------------|
| 県道    | 沢入桐生線 | 桐生市梅田町三丁目字入り山436番の4地先から同市同字鷹ノ巣438番の3地先まで | 前      | 3.8～5.6       | 112.0       |
|       |       |  | 後      | 4.5～14.6      | 116.0       |

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年4月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人総合格闘技道場武門會
- 3 代表者の氏名 加藤唯史
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市境伊与久3116番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の者を対象として会員を募り、世界に誇れる伝統芸であり無形文化財である日本武術の業と心の修得の場を提供し、後世の人々の財産として日本武術の業と心の保存につとめ、国際社会に広く普及すること、及び総合武術を誰でも気軽に楽しめる身近なスポーツとして普及すること等に関する事業を行い、地域の生涯スポーツの発展ならびにスポーツによる地域の活性化及び青少年の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、保安林の指定を解除する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を伊勢崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

| 解除予定保安林の所在場所   | 登記済みの権利者 | 備考  |
|----------------|----------|-----|
| 伊勢崎市赤堀鹿島町701の2 | 高柳貞治     | 共有林 |
| 同              | 津久井健一    | 同   |
| 同              | 鈴木健一     | 同   |
| 同              | 吉田多利     | 同   |
| 同              | 小林佑由     | 同   |
| 同              | 滝原福太郎    | 同   |
| 同              | 櫻井利秋     | 同   |

2 指定の目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

保安林解除予定告示 令和2年4月7日群馬県告示第118号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事<br>監事<br>の<br>別 | 区<br>分 | 役<br>員<br>氏<br>名 | 住<br>所       |
|--------|--------------------|--------|------------------|--------------|
| 南八幡堰   | 理 事                | 再 任    | 滝沢博昭             | 高崎市阿久津町988番地 |
|        | 同                  | 同      | 松原文雄             | 同 同 1008番地   |
|        | 同                  | 同      | 小池秀喜             | 同 同 1199番地   |
|        | 同                  | 同      | 飯島英敏             | 同 木部町171番地1  |
|        | 同                  | 同      | 萩原俊一             | 同 同 196番地1   |
|        | 同                  | 同      | 田口実              | 同 同 387番地    |
|        | 同                  | 同      | 依田邦江             | 同 根小屋町482番地1 |
|        | 同                  | 同      | 武藤澄雄             | 同 山名町403番地2  |
|        | 同                  | 同      | 鈴木良樹             | 同 同 633番地    |
|        | 同                  | 同      | 上原政幸             | 同 同 1107番地   |
|        | 同                  | 同      | 阿部透              | 同 同 1327番地   |
|        | 同                  | 同      | 石井ふく             | 同 同 1899番地   |
|        | 同                  | 新 任    | 萩原康司             | 同 木部町435番地   |
|        | 同                  | 同      | 木村哲嗣             | 同 同 475番地1   |
|        | 同                  | 同      | 平木和男             | 同 山名町803番地3  |
|        | 同                  | 退 任    | 田口憲夫             | 同 木部町434番地1  |
|        | 同                  | 同      | 木村恒雄             | 同 同 478番地    |
|        | 同                  | 同      | 木部万亀男            | 同 山名町887番地3  |
| 監 事    | 再 任                | 今井三喜雄  | 同 阿久津町1517番地     |              |

|        |    |    |       |                  |
|--------|----|----|-------|------------------|
|        | 同  | 同  | 吉田昭次  | 同 山名町1573番地1     |
|        | 同  | 新任 | 塚越正幸  | 同 木部町425番地       |
|        | 同  | 退任 | 笠原明   | 同 同 422番地        |
| 嬭恋     | 理事 | 新任 | 松本幸   | 吾妻郡嬭恋村大字田代104番地1 |
|        | 同  | 退任 | 滝沢俣明  | 同 同 大字大前129番地1   |
| 岡崎用水   | 同  | 再任 | 今井丈夫  | 同 東吾妻町大字岡崎778番地  |
|        | 同  | 同  | 角田正   | 同 同 同 906番地      |
|        | 同  | 同  | 高橋一美  | 同 同 同 1403番地     |
|        | 同  | 同  | 谷弘次   | 同 同 同 1581番地     |
|        | 同  | 同  | 山口正美  | 同 同 同 1838番地     |
|        | 同  | 同  | 角田勝祐紀 | 同 同 同 1955番地3    |
|        | 同  | 同  | 飯塚嘉平治 | 同 同 同 1966番地     |
|        | 同  | 新任 | 唐澤康一  | 同 同 同 14番地1      |
|        | 同  | 同  | 飯塚順一  | 同 同 同 78番地3      |
|        | 同  | 同  | 小淵唯志  | 同 同 同 1160番地     |
|        | 同  | 同  | 羽鳥博   | 同 同 同 1359番地7    |
|        | 同  | 同  | 谷寛    | 同 同 同 1515番地     |
|        | 同  | 退任 | 平形茂民  | 同 同 同 103番地5     |
|        | 同  | 同  | 唐澤義一郎 | 同 同 同 270番地1     |
|        | 同  | 同  | 高橋伸一  | 同 同 同 1142番地1    |
|        | 同  | 同  | 谷庫雄   | 同 同 同 1492番地1    |
|        | 同  | 同  | 山崎雄三  | 同 同 同 1569番地15   |
|        | 監事 | 再任 | 山口正   | 同 同 同 1843番地2    |
|        | 同  | 新任 | 唐沢研一  | 同 同 同 35番地1      |
|        | 同  | 同  | 橋爪美智男 | 同 同 同 651番地8     |
|        | 同  | 退任 | 斉藤酉一  | 同 同 同 50番地1      |
|        | 同  | 同  | 橋爪英夫  | 同 同 同 1209番地     |
| 八坂堰    | 理事 | 同  | 高橋一之  | 伊勢崎市波志江町4724番地3  |
| 赤城大沼用水 | 同  | 再任 | 小暮和由  | 前橋市嶺町241番地3      |
|        | 同  | 同  | 萩原美夫  | 同 上細井町928番地3     |

|      |    |    |       |                  |
|------|----|----|-------|------------------|
|      | 同  | 同  | 下田健次  | 同 富士見町田島703番地1   |
|      | 同  | 同  | 星野好孝  | 同 富士見町原之郷2044番地  |
|      | 同  | 同  | 狩野又一  | 同 富士見町時沢664番地    |
|      | 同  | 同  | 新井安正  | 同 同 2294番地       |
|      | 同  | 同  | 須田国彦  | 同 富士見町小暮920番地    |
|      | 同  | 同  | 羽鳥高志  | 同 富士見町石井324番地    |
|      | 同  | 同  | 関口昇一  | 同 同 366番地        |
|      | 同  | 新任 | 鈴木進   | 同 勝沢町79番地        |
|      | 同  | 同  | 横山修一  | 同 同 490番地        |
|      | 同  | 同  | 大木保弘  | 同 富士見町小暮1273番地2  |
|      | 同  | 退任 | 鈴木明巳  | 同 勝沢町108番地       |
|      | 同  | 同  | 戸塚一成  | 同 同 892番地1       |
|      | 同  | 同  | 椛沢健一  | 同 富士見町小暮1004番地1  |
|      | 監事 | 再任 | 青木和明  | 同 嶺町41番地1        |
|      | 同  | 同  | 石井勤   | 同 富士見町小沢410番地2   |
|      | 同  | 新任 | 高山幸夫  | 同 富士見町原之郷1780番地  |
|      | 同  | 同  | 岡田弘之  | 同 富士見町赤城山1138番地  |
|      | 同  | 退任 | 高山茂雄  | 同 富士見町原之郷1140番地1 |
|      | 同  | 同  | 工藤英一  | 同 富士見町小暮807番地    |
| 沼田平  | 理事 | 新任 | 戸部博   | 沼田市白沢町下古語父469番地  |
| 大正用水 | 同  | 再任 | 齋藤佐太夫 | 前橋市江木町984番地1     |
|      | 同  | 同  | 菊地利治  | 同 西大室町2100番地3    |
|      | 同  | 同  | 木暮利夫  | 同 新井町296番地1      |
|      | 同  | 同  | 林弘藏   | 同 茂木町733番地       |
|      | 同  | 同  | 望月侃   | 同 粕川町深津528番地     |
|      | 同  | 同  | 矢内秀春  | 伊勢崎市波志江町2584番地   |
|      | 同  | 同  | 久保田壽一 | 同 香林町一丁目322番地1   |
|      | 同  | 同  | 神沢喬   | 同 五目牛町438番地2     |
|      | 同  | 同  | 松原宣夫  | 同 国定町二丁目2075番地2  |
|      | 同  | 新任 | 中澤孝   | 前橋市鳥取町318番地      |

|     |     |        |                   |
|-----|-----|--------|-------------------|
| 同   | 同   | 高坂利信   | 同 荒子町487番地        |
| 同   | 同   | 飯島克也   | 伊勢崎市鹿島町297番地      |
| 同   | 同   | 萩原宏昌   | 同 東町2515番地4       |
| 同   | 退 任 | 六本木登美市 | 前橋市五代町332番地       |
| 同   | 同   | 吉田鯛造   | 同 泉沢町488番地        |
| 同   | 同   | 塩野欣也   | 伊勢崎市八幡町3番地        |
| 同   | 同   | 高木宗一   | 同 三室町4361番地1      |
| 監 事 | 再 任 | 岡田清明   | 前橋市亀泉町55番地        |
| 同   | 新 任 | 柿沼宗平   | 同 富田町1044番地1      |
| 同   | 同   | 吉田昌夫   | 伊勢崎市曲沢町68番地1      |
| 同   | 退 任 | 高坂利信   | 前橋市荒子町487番地       |
| 同   | 同   | 根岸良治   | 伊勢崎市国定町一丁目乙1202番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により群馬用土地改良区の定款の変更を令和2年4月10日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により南八幡堰土地改良区の定款の変更を令和2年4月14日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により天狗岩堰土地改良区の定款の変更を令和2年4月16日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月24日

群馬県知事 山 本 一 太

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 随意契約に係る契約金額 70,446,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 共通仮想化基盤構築運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 落札金額 69,960,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年2月12日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県税電算総合システム保守運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 851,068,192円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

号) 第11条第1項第2号該当

---

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部市町村課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 54,112,753円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第11条第1項第1号該当

---

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---